

各種割引や免除、税金の控除など

障害者手帳をお持ちの人は、公共施設の利用料や各種料金の割引・免除、税金の控除などさまざまな優遇措置を受けることができます。※手帳の種類、障害の程度により異なります。

利用料等の割引・免除

保育料の減免

問合せ先：大村市こどもセンター

障がいのある人がいる世帯で、市民税所得割税額が一定額未満の場合、保育料の減額や免除があります。

◇ 問合せ先 大村市こどもセンター 電話 54-9100 FAX 54-9174

大村市民プールおよび屋内プールの利用料割引

問合せ先：大村市民プール、屋内プール

障害者手帳をお持ちの人は市民プール(夏季開園期間のみ)および屋内プールの利用料が割引となります。施設を利用する時に、お持ちの障害者手帳を提示してください。

◇ 問合せ先

大村市民プール 電話 54-5842(10時～18時)※夏季開園期間のみ

屋内プール 電話 52-2322(7・8月:10時～21時、9～6月:12時～21時)

シーハットトレーニングルームの利用料免除

問合せ先：シーハットおおむら

障害者手帳をお持ちで、各トレーニング機器を安全に使える人は、「シーハットおおむら」のトレーニングルーム利用料が免除されます。ただし、事前に登録講習会を受けることが必要です。

◇ 問合せ先 シーハットおおむら 電話 20-7200(9時～22時) FAX 20-7203

NHK放送受信料の免除

問合せ先：障がい福祉課、福祉総務課

障がいのある人がいる世帯は、NHK放送受信料が免除されます。全額免除または半額免除があります。

◇ 対象者

全額免除	障害者手帳をお持ちの人が属する世帯で、世帯員全員が市町村民税非課税の場合
半額免除	身体障害者手帳1級または2級をお持ちの人(ただし視覚・聴覚障がい者の人は1～6級の方)・療育手帳A1またはA2をお持ちの人・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人が世帯主かつ受信契約者の場合

◇ 申請に必要なもの

- 各種障害者手帳
- 印鑑(シャチハタ不可)
- 1月1日現在の住居地が市外の場合は、課税証明書の提出を求める場合があります。

◇ 申請窓口

障がい福祉課(大村市本町458番地2プラットおおむら2階) 電話 20-7306 FAX 47-5419

福祉総務課(大村市玖島1丁目25番地) 電話 53-4111 FAX 52-6930

携帯電話料金の障害者割引

問合せ先：お近くの各社事業所

障害者手帳をお持ちの人に携帯電話の基本料金および通信料などの割引があります。各携帯電話会社によって割引の内容が異なります。詳細は各社にお問い合わせください。

◇ 問合せ先 お近くの各社事業所

NTT 電話番号案内料の免除

問合せ先：NTT 各社・営業窓口

一定の障がいがある人は、電話番号案内の際にかかる案内料が免除されます。詳しくは問合せ先にお尋ねください。

◇ 対象者

- 身体障害者手帳をお持ちの人で視覚障害 1～6 級または肢体不自由 1～2 級の人、聴覚障害 2・3・4・6 級の人、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害 3～4 級の人
- 療育手帳をお持ちの人
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
- 戦傷病者手帳をお持ちの人で、視力障害が特別項症～第 6 項症、上肢障害が特別項症～第 2 項症の人、聴覚障害が第 2 項症・第 4 項症の人、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害 第 1 項症・第 2 項症・第 4 項症の人

◇ 問合せ先

NTT各支店・営業窓口 電話 0120-104-174(フリーダイヤル)

青い鳥郵便はがき無償配布

問合せ先：お近くの郵便局

重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者で、受付期間内にご希望いただいた人に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書 20 枚を封入したものを無償で配布します。(受付期間中の申請が必要です)

◇ 対象者

- 重度の身体障がい者(1 級または 2 級の人)
- 重度の知的障がい者(療育手帳に「A」(又は 1 度、2 度)の表記がある人)

◇ 配布葉書

- 通常郵便葉書(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り)
 - 通常郵便葉書胡蝶蘭(無地またはインクジェット紙)
- お一人につき上記配布葉書の中から 1 種類を 20 枚

◇ 申請に必要なもの

障害者手帳

◇ 問合せ先

お近くの郵便局

障害者手帳アプリ「ミライロ ID」

問合せ先：(株)ミライロ (ミライロ ID 公式ホームページ)

「ミライロ ID」は、障害者手帳を所有されている方を対象とした、株式会社ミライロが開発したスマートフォン向けアプリです。アプリに手帳の情報や、求めるサポートの内容などを登録し、公共機関や施設などを利用する際にアプリの画面を提示することで、障害者割引や必要なサポートを受けることができます。

※あらかじめ「ミライロ ID」をスマートフォン等にインストールし、必要事項の登録が必要です。アプリの登録方法や利用についての詳細は、「ミライロ ID」の公式ホームページをご確認ください。

※大村市の下記施設において、「ミライロ ID」の提示でもご利用料金の減免が可能です。

- | | |
|-----------|----------------------|
| ・裏見の滝自然花苑 | ・シーハットおおむら(体育文化センター) |
| ・旧楠本正隆屋敷 | ・総合福祉センター |
| ・大村市屋内プール | ・こども未来館「おむらんど」 |

交通費の助成・割引

大村市心身障害者おでかけサポート事業

問合せ先：障がい福祉課

一人では外出困難な在宅の心身に障がいのある人が容易に外出できるよう、タクシー券（600円×48枚）またはガソリン券（1,000円×5枚）を支給します。また、それぞれ交付の条件が異なります。

◇ 対象者

- 身体障害者手帳の肢体不自由1級または2級の人で常時車いすを使用している人
 - 身体障害者手帳の視覚障害1級で所得税非課税世帯に属し、次の1～3のいずれかに該当する人
 - 1.視覚障がい者のみで構成されている世帯の人
 - 2.視覚障がい者に対する日中の介護者がおらず、その者の外出が困難な世帯の人
 - 3.その他市長が必要であると認める世帯の人
 - 療育手帳をお持ちの人（タクシー券:A1～B2の人、ガソリン券:A1～A2の人のみ）
 - 上記の要件に該当し、かつ市税を滞納していない人
- ※ ガソリン券は、本人又は生計を一にする世帯員が、自動車税または軽自動車税の減免を受ける資格がある人が対象です。

◇ 申請に必要なもの

- 各種障害者手帳（コピーは不可）
- 車検証（ガソリン券のみ）

但し（軽）自動車税の減免スタンプや有料道路割引シールで車両番号が確認できる場合は不要。

◇ 助成金額

タクシー券は1回の乗車につき600円以内です。

◇ 注意

タクシー券とガソリン券の併給は不可。1の年度につき1冊のみの交付であり、いかなる理由であっても再交付できません。

タクシー料金の割引

問合せ先：各タクシー会社

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は手帳を呈示すれば10%の割引を受けられます。

◇ 問合せ先

各タクシー会社

JR旅客運賃の割引

問合せ先：JR各駅窓口

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの人、および一部の介護者は半額の割引を受けられます。切符を購入する際に、JR窓口で身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

乗車する時にも必ず手帳をお持ちください。

※手帳の種類、乗車距離等により適用されない場合があります。

◇ 問合せ先

JR各駅窓口

ジパング倶楽部入会による JR 料金の割引 問合せ先：大村市身体障害者団体連合会ほか

「ジパング倶楽部」は身体障がい者を対象にした特別会員制度を設けています。ジパング倶楽部に入会することによってJR料金の割引が年 20 回まで受けられます。適用距離は、片道・往復または連続で 201 km 以上です。新規会員の方は 1 回目から 3 回目までが 2 割引、4 回目以降から 3 割引です。年 1 回更新が必要です。

- ◇ 対象者
身体障害者手帳をお持ちで、男性は 60 歳、女性は 55 歳以上の人
※ただし、団体を通しての申し込みのみの受付です。個人からの受付はできません。
- ◇ 申請に必要なもの
身体障害者手帳の写し
- ◇ 入会手続き
入会申込書に記入し、身体障害者手帳の写しを添えて、大村市身体障害者団体連合会、または長崎県視覚障害者協会、長崎県ろうあ協会など、いずれかの団体に申し込みます。
- ◇ 年会費(1 年毎に更新)
1,400 円
- ◇ 問合せ先
大村市身体障害者団体連合会 電話・FAX 53-7002
長崎県視覚障害者協会 電話 095-846-9021 FAX 095-843-4589
長崎県ろうあ協会 電話 095-847-2681 FAX 095-847-2572

航空運賃の割引 問合せ先：各航空会社窓口

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、および一部の介護者には割引が適用される場合があります。詳しくは各航空会社へご確認ください。

- ◇ 問合せ先
各航空会社窓口

船舶運賃の割引 問合せ先：各船舶会社窓口

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、および一部の介護者には割引が適用される場合があります。

- ◇ 問合せ先
各船舶会社窓口

バス運賃の割引 問合せ先：各バス会社窓口

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、および一部の介護者は半額の割引を受けられます。利用の際は該当する手帳を提示してください。
※県外では適用されない場合があります。各バス会社に御確認ください。

- ◇ 割引が受けられる範囲

身体障害者手帳	1 種	…本人と介護者一人まで	2 種	…本人のみ
療育手帳	A1・A2	…本人と介護者一人まで	B1・B2	…本人のみ
精神障害者保健福祉手帳	1 級	…本人と介護者一人まで	2～3 級	…本人のみ
- ◇ 問合せ先
各バス会社窓口

有料道路の障害者割引（ETC障害者割引）

問合せ先：障がい福祉課

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用される身体障害者手帳または重度の療育手帳をお持ちの方は、料金の50%割引が受けられます。

※事前に申請手続きが必要です。

※自動車の種類による要件があります。

◇ 対象者

身体障害者手帳または重度の療育手帳をお持ちの方

◇ 割引が受けられる範囲

	1 種	2 種
身体障害者手帳	本人が運転または 本人以外の方が運転され、 本人が乗車される場合	本人運転のみ
療育手帳	本人以外の方が運転され、 本人が乗車される場合のみ	

◇ 申請に必要なもの

- 運転免許証(身体障害者手帳2種の人)
- 車検証(記載事項)または軽自動車届け出済証の原本
※車両の登録をしない場合は不要です。
- 障害者手帳

(ETCを利用する人は以下も必要です。)

- ETCカード
障がい者本人の名義であること。ただし、未成年者は親権者名義でも可。
- ETC車載器管理番号が確認できるもの
車載器セットアップ申込書など。
- この他、リース契約をしている場合はリース契約書や、障がい者本人と車の所有者の続柄を確認するために戸籍謄本(の写し)の呈示を求める場合があります。

◇ 問合せ・申請先

大村市障がい福祉課 電話 20-7306 FAX 47-5419
大村市福祉総務課 電話 53-4111 FAX 52-6930

税金の控除・免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人や、その扶養者には税金の控除や免除があります。障害の等級により「特別障害者」と「障害者」に分けられます。

特別障害者	障害者
<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳 1級・2級 ● 療育手帳 A1・A2 ● 精神障害者保健福祉手帳 1級 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳 3級～6級 ● 療育手帳 B1・B2 ● 精神障害者保健福祉手帳 2級～3級

※また、手帳をお持ちでない人でも該当する場合があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

◇ 問合せ先

諫早税務署(諫早市永昌東町 25 番 45 号) 電話 0570-00-5901(ナビダイヤル)

※ ナビダイヤルに繋がらない場合は代表電話番号(22-1370)におかけいただき、音声ガイダンスが流れますので「1番」を選択してください。

所得税の控除

問合せ先：諫早税務署

納税者本人が障がい者である場合、又はその控除対象配偶者や扶養親族のうちに障がい者がいる場合に、障害者控除が受けられます。

区分	控除額	
	本人	控除対象配偶者 または扶養親族
障害者	27 万円	
特別障害者	40 万円	
同居特別障害者		75 万円

※同居特別障害者：特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族で、「納税者」又は「納税者の配偶者」もしくは「納税者と生計を一にする親族」のいずれかと常に同居している人

◇ 問合せ先

諫早税務署(諫早市永昌東町 25 番 45 号) 電話 0570-00-5901(ナビダイヤル)

※ ナビダイヤルに繋がらない場合は代表電話番号(22-1370)におかけいただき、音声ガイダンスが流れますので「1番」を選択してください。

市・県民税の控除

問合せ先：税務課

納税義務者本人が障がい者である場合、又は控除対象配偶者や被扶養者のうちに障がい者がいる場合に、障害者控除が受けられます。

区分	控除額	
	本人	控除対象配偶者 または扶養親族
障害者	26 万円	
特別障害者	30 万円	
同居特別障害者		53 万円

※同居特別障害者：特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族で、「納税者」又は「納税者の配偶者」もしくは「納税者と生計を一にする親族」のいずれかと常に同居している人

◇ 問合せ先

大村市税務課市民税グループ(大村市玖島 1 丁目 25 番地)

電話 53-4111 内線 122～124 FAX 27-3323

相続税の控除

問合せ先：諫早税務署

障がいのある 85 歳未満の人が財産を相続される場合、相続税額から次の算式によって控除されます。

区分	控除額
障害者	$(85 \text{ 歳} - \text{現年齢}) \times 10 \text{ 万円}$
特別障害者	$(85 \text{ 歳} - \text{現年齢}) \times 20 \text{ 万円}$

◇ 問合せ先

諫早税務署(諫早市永昌東町 25 番 45 号) 電話 0570-00-5901(ナビダイヤル)

※ ナビダイヤルに繋がらない場合は代表電話番号(22-1370)におかけいただき、音声ガイダンスが流れますので「1番」を選択してください。

贈与税の控除

問合せ先：諫早税務署

特別障害者を受益者とする財産(金銭・有価証券・その他)の信託があったときは、その信託受益権の価格のうち 6,000 万円までは贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出してください。

◇ 問合せ先

諫早税務署(諫早市永昌東町 25 番 45 号) 電話 0570-00-5901(ナビダイヤル)

※ ナビダイヤルに繋がらない場合は代表電話番号(22-1370)におかけいただき、音声ガイダンスが流れますので「1番」を選択してください。

自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税(種別割)の減免

◇ 自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税種別割の減免

長崎県では、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人で一定の要件を満たす場合、日常生活に不可欠な手段となっている自動車について、自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税種別割の減免を行っています。詳しくは、下記問合せ先にご確認ください。

◇ 軽自動車税(種別割)の減免

軽自動車を身体障がい者またはその家族及び介護者が身体障がい者などのために使用する場合に、納税通知による税額確定後、その税額を減免する制度です。減免できる自動車は身体障がい者など 1 人につき 1 台です(普通車含む。)。申請する場合は必ず来庁してください。

申請期間は、5 月上旬頃に発送される納税通知書が届いてから、納期限(5 月末日)の 7 日前までです。

申請に必要なものなど、詳しくは、下記問合せ先にご確認ください。

◇ 問合せ先

【自動車税(軽自動車税)環境性能割・自動車税種別割の減免】

県央振興局税務部課税課 電話 22-0508 FAX 22-2239

【軽自動車税(種別割)の減免】

大村市税務課市民税グループ 電話 53-4111 内線 117